

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託受託候補者選定に係る企画提案審査要領

令和8年5月28日

## 1 基本方針

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託受託者候補者選定に係る公募型プロポーザル審査は、提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの優劣性により候補者を選定するために行う。

ただし、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出が各圏域1社の場合は、参加者によるプレゼンテーションは実施せず、企画提案書の内容についての書類審査及び文書等によるヒアリングを行う。

## 2 審査評価の対象

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の参加資格要件をすべて満たしている法人とする。

## 3 評価（選定）方法

- (1) 審査評価は、1者の企画提案終了ごとに、別紙の評価シートにより行うものとする。
- (2) 各委員による評価項目1から7までの合計点の平均値に、評価項目8の価格点を加算した点数を総合評価点とする。その総合評価点により受託候補者及び次点者を選定する。

評価項目	東部評価点（満点）	中部評価点（満点）
1 法人理念・実績	30	30
2 運営の基本理念	50	50
3 包括的支援事業等の実施	75	75
4 管理体制	25	25
5 人材確保・育成	20	20
6 組織の安定性	10	10
7 事務所について	—	20
8 価格・経費	50	50
合計	260	280

- (3) 評価シートには、参加者名や採点者名を記載しない。
- (4) 評価シートは、全参加者の企画提案終了後に事務局が回収する。事務局が回収した後の評価シートの訂正は認めないものとする。
- (5) 評価シート回収後、事務局は速やかに評価項目毎に評価点の集計を行う。
- (6) 総合評価点の最も高い者を候補者に決定し、契約締結に向けた協議を行う。

う相手方（以下「相手方」という。）とする。決定した相手方が契約を辞退したときは、次点者を相手方とする。

- (7) 集計の結果、2者以上の評価点が同点であった場合は、評価項目のうち「運営の基本理念」及び「包括的支援事業等の実施」の評価点の合計が高い法人を上位とする。
- (8) 応募法人が1者のみの場合であっても、審査を行い、最低水準点以上の得点を取得した場合は、受託候補者として選定することができる。
- (9) 最低水準は、評価項目1から7までの評価点について、各委員の合計点の平均値が満点の6割以上であること。
- (10) 8 価格・経費に関すること（50点）
  - ・ 評価方法
    - ① 費用見積書を事務局が採点する。
    - ② 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下切り捨て）とする。
    - ③ 提案限度額を超える見積書を提出した場合は、失格とする。  
「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
      - ※1：全提案者中最も低い見積価格
      - ※2：当該提案者の見積価格
- (11) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は失格とする。